

奨学金返還期限猶予願の提出について

奨学生本人に、災害・傷病・経済困難・失業など返還できない事情が生じた場合、返還期限の猶予を願い出すことができます。
奨学金返還期限猶予願と願出の事由に該当する証明書を添付して提出してください。

- 奨学金返還期限猶予願の記入については、別紙『記入例』を参照してください。
- 証明書については、別紙『返還期限猶予の証明書一覧』を参照してください。

また、第一種奨学金のうち、「猶予年限特例」または「所得連動返還型無利子奨学金」については、一定の収入・所得を得るまでの間、返還期限猶予を願い出すことができます。その場合、通算期間の制限はありません。

提出期限：返還期日の前々月末

※延滞している場合は、本機構への返還相談後、または、この文書を受領後1か月以内に提出してください。

注意事項

- (1) 返還期限猶予は1年毎に願出が必要です。通算10年(120か月)が限度ですので、ご注意ください。ただし、災害^(注)、傷病、生活保護受給中、産前産後休業及び育児休業、大学校在学(防衛大学校等一部の大学校)、海外派遣(青年海外協力隊等)による場合、猶予年限特例または所得連動返還型無利子奨学金における新卒等・経済困難による場合は、年数の制限はありません。
- (注) 同一災害を原因とする返還期限猶予を適用できる期間は、災害発生から原則5年後までの時期が限度です。給付奨学金の返還の場合、10年の上限はありません。
- (2) 経済困難の認定にあたっての収入・所得金額の基準
- | | | |
|----------------|------------------|---------|
| 給与所得者 | 年間収入金額(税込) | 300万円以下 |
| 給与所得以外の所得を含む場合 | 年間所得金額(必要経費等控除後) | 200万円以下 |
- (3) 「経済困難」事由での願出には、『返還期限猶予の証明書一覧』の①～③のいずれかに加え、追加の証明書が必要な場合があります。『返還期限猶予の証明書一覧』を確認してください。マイナンバーを提出した場合は、一部の証明書の提出が省略できます。
- (4) 2024年11月以前に卒業(または退学)の方は「新卒等」事由に該当しません。
- (5) 本機構で審査し、返還期限猶予が承認された場合は、奨学生本人、連帯保証人(人的保証のみ)宛に結果を通知します。
- 奨学金返還期限猶予承認通知が届くまで口座振替請求・払込通知書発行の停止はできません。**

- ・すでに日本学生支援機構にマイナンバーを提出した方はマイナンバーの再度の提出は不要です。(提出済みであるかはスカラネット・パーソナルで確認できます。)2019年度以降に奨学生となった方は、奨学金申込時(または採用後)にマイナンバーを提出いただいているため、提出いただく必要はございません。
- ・正しい証明書が添付されていない等必要な書類が未提出の場合、または記入不備等がある場合は返送します。
- ・「チェックシート」で提出前にチェックし、猶予願と一緒に提出してください。

★願出・提出先 〒119-0385 独立行政法人 日本学生支援機構 猶予減額受付窓口宛

※専用郵便番号のため、住所の記載は不要です。所定の郵便切手を貼ってください。

※マイナンバー書類を同封して送付する際は、必ず簡易書留で郵送してください。

★お問い合わせ先 日本学生支援機構 奨学金相談センター

9:00～20:00(土日祝日・年末年始を除く)

電話 **0570-666-301** (ナビダイヤル・全国共通)

※海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル:03-6743-6100

◇お問い合わせの際には、今一度、電話番号をお確かめの上、お掛け間違いのないようお願いいたします。

奨学金返還期限猶予のホームページは https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/yuyo/index.html

